

津波避難ビル募集実施要領

1 目的

東海、東南海・南海地震に伴う津波が発生した場合、本市においては、沿岸地域を中心に津波による浸水が予測されていることから、逃げ遅れた地域住民等が、緊急かつ一時的に安全を確保するために避難する津波避難ビル指定の推進を図り、もって安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

2 津波避難ビルの指定要件等

津波避難ビルの指定に係る要件は、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3階以上の鉄筋コンクリート造(R C)又は鉄骨鉄筋コンクリート造(S R C)であること。ただし、津波による浸水が低いと予測されている地域においては、当該建物の形状等により、鉄骨造(S)及び2階建ての建物も可能とする。
- (2) 耐震診断によって耐震安全が確認されていること、または、新耐震基準(昭和56年6月1日以降の建築基準法における耐震基準)を満たすものであること。
- (3) 3階以上(2階屋上を含む)の階に一時避難が可能な場所を有すること。
- (4) 海岸に直接面していないこと。
- (5) 緊急時に地域住民等の一時避難が可能であること。

3 対象地域

三重県が示す「津波浸水予測図【防潮施設等が機能しない場合】」に基づく津波浸水予測地域内及びその周辺を対象地域とする。

4 募集の内容及び方法

募集の内容及び募集方法については、次のとおりとする。

(1) 募集の内容

前号で定める対象地域内で、前第2号の指定要件等を満たす建物を所有又は管理する個人又は法人(以下「施設所有者等」という。)を対象に、津波避難ビルの候補となる施設を公募するものとする。

(2) 募集の方法

ア 募集については、原則として、市ホームページにおいて行う。

イ 上記アのほか、必要に応じ、効果的な方法を検討し、周知に努める。

5 応募の方法等

応募を希望する者は、津市津波避難ビルの協力に係る申出書(別添様式)を、本市に提出するものとする。

6 募集開始時期

平成23年6月（初旬）から

7 指定の決定及び方法

対象となる施設の現地調査等により適当と認められ、市と当該施設所有者等の間で合意が得られた場合、津波避難ビル指定に係る協定を締結し、決定するものとする。

8 その他

- (1) 津波避難ビルの指定を行った場合は、原則として、市が配付する津波避難ビルの表示（シール等）を行うとともに、津市ホームページ等で市民等へ周知する。
- (2) この要領に定めるもののほか、津波避難ビルの指定に関し、必要な事項は、別に定める。